

監 査 報 告 書

社団法人 成年後見センター・リーガルサポート
理事長 大 貫 正 男 殿

平成 15 年 5 月 9 日
社団法人 成年後見センター・リーガルサポート
監 事 細 田 長 司
監 事 風 間 邦 光

私ども監事兩名は、平成 14 年 4 月 1 日から平成 15 年 3 月 31 日までの第 4 会計年度における会計及び業務の監査を行った結果を、次のとおり報告する。

1 監査の方法の概要

- (1) 会計監査については、帳簿並びに関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて計算書類の正確性を検討した。
- (2) 業務監査については、理事から業務の報告を聴取し、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて業務執行の妥当性を検討した。

2 監査意見

- (1) 収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計帳簿の記載金額と一致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示していると認める。

第 3 会計年度（平成 13 年度）監査報告で指摘した「統一的な本部支部間の会計処理システム立ち上げの必要性」に対しては、この会計年度において、モデル 5 支部を対象に「インターネットによる支部会計の処理」を試験的に導入し、本部がこれを逐次管理するシステムを導入し、本部と支部との会計処理上の隘路を改善するための方策を講じている。平成 16 年度内に 50 支部すべてを網羅したシステムを構築し、所期の目的を果たされるよう努められたい。また、各支部における各事業ごとの収入支出明細をより正確に把握できる工夫を考えて頂きたい。

次に、同じく第 3 会計年度監査報告で指摘した「収入の部、会費・入会金収入」科目に支部会費収入を計上することの是非に対しては、50 支部のうち多くの支部で支部会費を徴収し事業費に充てている現状に鑑み、「支部会費収入」を大科目（小科目から昇格）に設定した措置は、やむを得ない事情があり適正と認める。

また、会費については、平成 14 年度分定額会費及び入会金の納付状況が昨年度に比較して改善されている。リーガルサポート設立時の入会金等未納者の存在等で問題のあった平成 11 年度未収会費及び平成 12 年度未収会費については、所管官庁との意見調整等を行ったうえで徴収不能会費として今期末に雑損失処理されており、適正な会計処理と認める。

最後に、例年支部決算を待って、最終的な本部支部決算を行うこととなるため、相当ハードな決算監査の日程となっている。次年度以降、総会開催日を可能な限り遅くする等の検討をされたい。

- (2) 事業報告書の内容は真実と認める。
- (3) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はないと認める。

以上